

指定居宅介護事業

ヘルパーステーション向陽の里 料金表

令和 6 年 6 月 現在

<居宅介護サービスの利用料>

【基本料金】(1 回あたり)

(単位:円/回)

サービス内容 / 時間区分		基本料金	利用者負担額 基本料金の 1 割
身体介護 通院介助(身体介護を伴う)	30 分未満	2,606	261
	30 分以上 1 時間未満	4,113	411
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,976	598
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,810	681
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,676	768
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,521	852
	3 時間以上 (3 時間以上は 30 分増す毎に +845)	9,376	938 ～
家事援助	30 分未満	1,079	108
	30 分以上 45 分未満	1,558	156
	45 分以上 1 時間未満	2,005	201
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,433	243
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,780	280
	1 時間 30 分以上 (1 時間 30 分以上は 15 分増す毎に +356)	3,166	317 ～
(身体介護を伴わない) 通院介助	30 分未満	1,079	108
	30 分以上 1 時間未満	2,005	201
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,780	280
	1 時間 30 分以上 (1 時間 30 分以上は 30 分増す毎に +702)	3,512	351 ～

※上記料金は、単位数に地域単価(新潟市 10.18%)を乗じた金額です。

※「身体介護」及び「家事援助」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

※利用料金に変更があった場合は、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更させていただきます。

※今後、報酬の改正等で料金に変更があった場合は料金表の差し替えをもって同意とさせていただきます。

＜各種加算・減算＞

【加算】

以下の要件を満たす場合、基本料金に下記の料金が加算されます。

	加算の種類	加算の要件	加算額	
			基本利用料	利用者負担額
	初回加算	初回時、サービス提供責任者が提供、又は同行した場合	2,036 円/月	204 円/月
	利用者上限 管理加算	サービス量に応じた利用者負担の導入に伴い、利用者の負担額の管理を行った場合（月一回を限度）	1,527 円/月	153 円/月
	緊急時対応加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（月二回を限度） 受付時間：8時30分～17 時30分 対応可能時間：7時～22 時	1,018 円/回	102 円/回
	福祉専門職員等 連携加算	サービス提供責任者が社会福祉士等と連携し、心身状況等の評価、居宅介護計画の作成、計画に基づきサービスの提供を行った場合（90 日間の間、3 回を限度）	5,741 円/回	575 円/回
	特定事業所加算 （Ⅰ）～（Ⅳ）	当該加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件等を満たす場合	（Ⅰ）基本料金の 20%	
			（Ⅱ）基本料金の 10%	
			（Ⅲ）基本料金の 10%	
			（Ⅳ）基本料金の 5%	
	福祉・介護職員 等処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅳ）	当該加算の算定要件を満たす場合（1 月につき） 上記の処遇改善加算に加えて、経験・技能のある介護職員（10 年以上の経験のある介護職員）に対して処遇改善を行うための費用です。※所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。 厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、サービスを提供した際に頂く費用です。	（Ⅰ）所定単位数の 41.7% （Ⅱ）所定単位数の 40.2% （Ⅲ）所定単位数の 34.7% （Ⅳ）所定単位数の 27.3%	
	夜間・早朝加算	夜間帯（18 時～22 時）又は早朝（7 時～8 時）に サービスを提供した場合	基本料金の 25%	

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者配置減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	〈身体〉基本料金の70% 〈家事〉基本料金の90%

＜負担上限月額＞

障害福祉サービス費等は、原則として費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1カ月当たりの上限額が定められています。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯(年収概ね600万以下)	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

※新潟市障がい福祉サービス等利用者負担軽減事業(実施期間あり)により、一般世帯を対象とした定率負担の個別減免があります。

＜サービス利用にかかる実費負担について＞

サービス提供に要する下記の費用は、支援費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

内 容	金 額
食材料等を購入した時の代金 サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む) ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話代	実 費

＜キャンセル料＞

都合でサービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要です。

出来る限り早めにご連絡下さい。ただし、体調の急変等のやむを得ない理由の場合、キャンセル料は頂きません。

連絡の時期	キャンセル料
利用日の2日前	頂きません
利用日の前日	基本料金の 25%
利用日の当日	基本料金の 50%

＜その他＞

・基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。